

告示

埼玉県
埼玉県教育委員会
埼玉県選管
埼玉県人事委員会
埼玉県監査委員
埼玉県労働委員会
告示第一号
埼玉県内水面漁場管理委員会
埼玉県公営企業
埼玉県病院事業
埼玉県流域下水道事業

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十五条に規定する
公文書を検索するための資料について、次のとおり定め、平成二十八年四月一日か
ら施行する。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司
埼玉県教育委員会委員長 高木康夫
埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬副次
埼玉県人事委員会委員長 馬橋隆紀
埼玉県監査委員 寺山昌文
同 荒井伸夫
同 宮崎栄治郎
同 小林哲也
埼玉県労働委員会会長 小寺智子
埼玉県収用委員会会長 白鳥敏男
埼玉県内水面漁場管理委員会会長 會田勝美
埼玉県公営企業管理者職務代理者埼玉県企業局長 井上桂一
埼玉県病院事業管理者名和肇
埼玉県下水道事業管理者 三井隆司

一 公文書を検索するための資料

イ 公文書の書誌情報

ロ ファイル基準表

二 前号に掲げる資料を一般の利用に供する方法は、次に掲げる資料の区分に応じ、

それぞれに定める方法とする。

イ 前号イに掲げる資料 県民生活部県政情報センターに備え置く電子計算機又は公文書の検索をしようとする者の使用する電子計算機の映像面に公文書検索・閲覧システムを使用して表示する方法

ロ 前号ロに掲げる資料 県民生活部県政情報センターに備え置く電子計算機又は公文書の検索をしようとする者の使用する電子計算機の映像面に表示する方法